

請 願 文 書 表

令和元年6月定例会

令和元年分請願第4号

総務文教委員会

受理年月日	令和元年6月13日
件名	政務活動費の議員個人への支払いを求める請願
請 願 人	紹 介 議 員
富山市下番345番地 中川 岳志	金 井 毅 俊
請 願 要 旨	
<p>1 趣旨</p> <p>政務活動費の支払いを会派ではなく議員個人に対して行うことを検討して頂きたい。</p> <p>2 理由</p> <p>先の3月定例会において、「政務活動費の完全後払いを求める請願」を提出致しましたが、会派へは前払いされているにも関わらず、議員個人には「実質的な完全後払い」である理由から、まるで願意が達成されているかのように取り扱われたことについては、誠に遺憾に思わざるを得ません。</p> <p>一方で今年に入ってから新たに表面化した政務活動費の問題を目の当たりにしたなかで、会派に対する政務活動費の支払いそのものについて、疑問に感じるようになったところもあります。</p> <p>(1) 政務活動費使用の主体性の観点から</p> <p>政務活動費の使用の主体は、まず議員個人にあるのではないのでしょうか。議員を選ぶ際に市民は「会派の議員」に対してではなく、議員個人に投票します。そして議員活動に関しても、会派の活動ではなくて議員個人として、機敏な政務活動を行うことで、市民の負託に応えなくてはなりません。そのことから政務活動費は、前払いされた会派から分配された形ではなく、議員個人の裁量で適正使用されることが望ましいです。また使用責任の所在も明確になります。</p> <p>勿論会派にかかる経費のうち、政務活動費として支払えるものもありますが、それは議員個人で使用する政務活動費を積み上げて計上すれば良いことで、制度設計上困難なことではないと思われまます。</p>	

(裏面へ)

(2) 会派の信頼性に関して

例えば前回の請願提出後の3月8日に行われた住民監査請求では、議員個人が特定できないにも関わらず、会派に対して出された請求案件が多々ありました。その他過去の事例からも、会派そのもののモラルが問われるなかで、政務活動費を前払いするだけの信頼を、獲得している状況にあるとは思えません。

(3) 会派の定義に関して

地方議会における「会派」に関する定義は法令には定められてはいません。また富山市には会派について明文化した条例もありません。ですから富山市議会は会派の理念や目的がそれぞれの会派により統一されていない状況にあります。会派要件で3名以上を正式会派と認められていながら、それ以下の会派、特に1人会派においても、政務活動費が会派に対して支給されることが条例に定められている為に、会派名を届けざるを得ないといったケースもあります。

そうした市民にとっては分かり辛い会派に対して、政務活動費が支払われていることに、理解し難いところがあるのです。

改選前直前の政務活動費のあり方検討会においては、新しい議員構成で運用指針をより良いものに見直していくというふうに見受けられました。そしてどのようにブラッシュアップされるかについて注視しております。本請願内容も含めて、市民の誰もが納得できる運用指針とする為の活発な議論がされることを、併せて願っています。